

南木曾町特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 南木曾町

事 業 名 : 南木曾町特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 28 年度

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度 (供用開始後17年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	1894.44 人/km ²	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	事業開始時(平成11年度)より汚泥の広域処理を実施		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	当町では事業開始時から平成17年度までは用途別料金体系を採用していたが、平成18年度からは従量料金体系に移行した。また、平成26年度に収入不足額の補てんおよび消費税増税分について料金を改定を行った。この時の改定率は、料金5%増及び消費税分3%増である。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	設定なし						
その他の使用料体系の 概要・考え方	設定なし						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	4,320	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	5,232	円
	平成26年度	4,320	円		平成26年度	5,068	円
	平成25年度	4,000	円		平成25年度	4,729	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料(税込)をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計(税込)を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	係5名中、上下水道兼務2名、下水道担当1名																																																																																		
事業運営組織	<p>上下水道係の職員数は5人であり、40歳以上の職員が全体の3/5を占めている。なお、生活排水課担当の主査は下水道担当の職員であり、料金担当の主事は下水道と兼任である。</p> <p style="text-align: center;">職種・年齢別の職員数(平成28年度)</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>職名 区分</th> <th>上下水道 係長</th> <th>上下水道 係主幹</th> <th>上下水道 係主査</th> <th>上下水道 係主任</th> <th>上下水道 係主事</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20歳未満</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>20～25歳 未満</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>25～30歳 未満</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>30～35歳 未満</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>35～40歳 未満</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>40～45歳 未満</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>2</td></tr> <tr><td>45～50歳 未満</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>50～55歳 未満</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>55歳以上</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">南木町建設環境課の組織体制(平成28年度)</p>						職名 区分	上下水道 係長	上下水道 係主幹	上下水道 係主査	上下水道 係主任	上下水道 係主事	計	20歳未満						0	20～25歳 未満						0	25～30歳 未満				1	1	2	30～35歳 未満						0	35～40歳 未満						0	40～45歳 未満	1		1			2	45～50歳 未満		1				1	50～55歳 未満						0	55歳以上						0	計	1	1	1	1	1	5
職名 区分	上下水道 係長	上下水道 係主幹	上下水道 係主査	上下水道 係主任	上下水道 係主事	計																																																																													
20歳未満						0																																																																													
20～25歳 未満						0																																																																													
25～30歳 未満				1	1	2																																																																													
30～35歳 未満						0																																																																													
35～40歳 未満						0																																																																													
40～45歳 未満	1		1			2																																																																													
45～50歳 未満		1				1																																																																													
50～55歳 未満						0																																																																													
55歳以上						0																																																																													
計	1	1	1	1	1	5																																																																													

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理委託 ・汚泥処理業務委託 ・電気工作物保守管理業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備委託 ・消防施設保守点検委託
	イ 指定管理者制度	なし	
	ウ PPP・PFI	なし	
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし	
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし	

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

--	--

2. 経営の基本方針

【経営理念】

- 豊かな自然環境の保全
歴史的文化遺産である妻籠宿とそれを取り囲む豊かな自然環境を保全するため、汚水を適正に処理し、快適で衛生的な環境を創造する。
- 安定した経営
中長期的な視点で将来を見据えた計画を立案し、経営の効率化、健全化を目指し、持続可能な運営を実現する。

【基本方針】

- 経費の削減
 - ①発注方式の見直し
入札参加条件を付けた上で現状より入札公募範囲を広げ、競争の原理により業務の質を維持しながら費用の削減を図る。
 - ②維持管理費の削減
農業集落排水も含めた広域的な維持管理の検討により、維持管理費の削減を図る。また、将来的な農業集落排水事業との処理場の統合を見据えた検討を行う。
- 財源の確保
観光PRにより観光客を集客し、使用料収入の増加を図る。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

■投資計画			西暦	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
工種	設備	工事対象	平成	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
機械	ポンプ設備			3,3百万円	5,8百万円	3百万円									
	維持管理費全般							3百万円							
電気	監視制御設備			265百万円	45百万円										
調査・委託	企業会計移行業務	固定資産清算		4,6百万円											
	企業会計移行業務	システム導入等			3百万円	3,2百万円									
	企業会計移行業務	システム利用料					0,8百万円								

② 収支計画のうち財源についての説明

- 分担金の見直し
 - ・新規接続はほとんど見込まれないため、安全側としてゼロに設定
- 使用料収入の見直し
 - ・使用料収入は過去5年間(H23～H27)の収入実績に基づき推計
 - ・滞納金、量水器使用料は、過年度の実績より1万円に設定
- 繰入金に関する事項
 - ・一般職員の人件費相当分を繰入
 - ・元利償還金と平準化債の差分を繰入
 - ・維持管理費の内、使用料収入の不足分を繰入
- 国庫補助金に関する事項
 - ・現状の補助率で算定
- 町債に関する事項
 - ①平準化債の借入れ条件は以下の通り
 - ・金額は現況ベース(8,000,000円)とする
 - ・返済方法：半年賦元金均等償還、据え置きなし
 - ・償還期間：20年、利率：0.95%
 - ②下水道事業債および過疎対策事業費の借入れ条件は以下の通り
 - ・事業費から国庫補助金および平準化債を除いた額を、下水道事業債と過疎対策事業債に等分
 - ・返済方法：半年賦元利均等償還、据え置き5年
 - ・償還期間：30年、利率：0.2%

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■委託関連			西暦	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
工種	設備	工事対象	平成	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
調査・委託	事業計画変更									2百万円	1百万円				
	ストックマネジメント計画	計画調査				5百万円									
	ストックマネジメント計画	計画策定					5百万円								
	ストックマネジメント計画									3百万円	2百万円				
	経営戦略業務								4百万円						2百万円

- 総務費
 - ・安全側として過去5ヶ年(H23年～H27年)の最高値に設定
- 公債費
 - ・償還予定表に将来事業分の償還金を加算して算定
- 施設管理費
 - ・維持管理委託料は過去5ヶ年(H23年～H27年)の伸び率を考慮して算定
 - ・維持管理委託料以外は、過去5ヶ年(H23年～H27年)の平均値に設定

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	汚泥処理について、現状通り広域処理を継続する。 また、将来の農業集落排水事業との処理場の統合を見据えた検討を行う。
投資の平準化に関する事項	処理場については、現在長寿命化計画を策定中であり、今後は長寿命化計画に基づいた計画的な改築・更新を実行し、投資費用の平準化を図る。 また、管渠についても平成31年度よりストックマネジメント計画の策定に着手し、費用の平準化を考慮した修繕計画を立案する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現状の維持管理委託の内容を精査し、原材料のかからない簡易な補修(塗装など)は委託範囲に含めるものとし、施設の延命化を図る。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料金は平成26年度に改定を行っており、以後3～5年を目途に改定の検討を実施する。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	ポスターやパンフレットで観光PRを実施し、観光人口増加による使用料収入の増加および町税収入の安定化を図る。また、収支不足が発生する状況が見込まれる場合は、経費節減を行いながら、一般会計からの繰入金や起債計画など検討し資金不足の解消に努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場の維持管理について、農業集落排水処理施設との一括した維持管理委託や、近隣他都市と連携した広域的な維持管理委託による経費削減を図り、導入検討を行う。
職員給与費に関する事項	現状、下水道業務に係る人材は1名であり、人員の削減は望めない状況である。
動力費に関する事項	機器更新の際に省エネタイプを選択する等により動力費の削減を図る。
薬品費に関する事項	特になし
修繕費に関する事項	長寿命化計画およびストックマネジメント計画を策定することにより、計画的な維持管理を行い、緊急対応としての修繕費用の削減を図る。
委託費に関する事項	発注方式を見直し、入札参加条件を付けた上で現状より入札公募範囲を広げ、競争の原理により業務の質を維持しながら費用の削減を図る。
その他の取組	特になし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	総務省公表の経営比較分析表を活用し、毎年度事業の進捗を確認する。また、5年に1度経営戦略の見直しを図る計画である。
---------------------	---

投資・財政計画

(単位:千円,%)

年 度		前々年度	前年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
区 分		決算	決算	予算											
収益的収入	1 総収益 (A)	57,999	60,621	58,883	60,808	60,963	61,628	62,853	62,759	63,453	64,765	65,445	64,120	61,382	57,800
	(1) 営業収益 (B)	10,276	10,324	10,042	10,015	9,980	9,947	9,916	9,885	9,855	9,826	9,799	9,771	9,745	9,720
	ア 料金収入	9,932	10,229	10,020	9,935	9,900	9,867	9,836	9,805	9,775	9,746	9,719	9,691	9,665	9,640
	イ 受託工事収益 (C)														
	ウ その他	344	95	22	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	(2) 営業外収益	47,723	50,297	48,841	50,793	50,983	51,681	52,937	52,874	53,598	54,939	55,646	54,349	51,637	48,080
	ア 他会計繰入金	47,723	50,297	48,841	50,793	50,983	51,681	52,937	52,874	53,598	54,939	55,646	54,349	51,637	48,080
	イ その他														
	2 総費用 (D)	34,056	35,268	33,693	33,026	32,494	31,978	31,409	30,806	30,185	29,553	28,912	28,291	27,703	27,189
	(1) 営業費用	23,540	25,345	24,312	24,411	24,481	24,551	24,621	24,691	24,761	24,831	24,901	24,971	25,041	25,121
	ア 職員給与費	7,620	7,536	8,148	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700
	イ その他	15,920	17,809	16,164	15,711	15,781	15,851	15,921	15,991	16,061	16,131	16,201	16,271	16,341	16,421
	(2) 営業外費用	10,516	9,923	9,381	8,615	8,013	7,427	6,788	6,115	5,424	4,722	4,011	3,320	2,662	2,068
	ア 支払利息	10,516	9,923	9,381	8,615	8,013	7,427	6,788	6,115	5,424	4,722	4,011	3,320	2,662	2,068
	イ うち一時借入金利息														
イ その他															
3 収支差引 (A)-(D) (E)	23,943	25,353	25,190	27,782	28,469	29,650	31,444	31,953	33,268	35,212	36,533	35,829	33,679	30,611	
資本的収入	1 資本的収入 (F)	15,093	15,556	20,020	42,320	61,500	18,700	15,500	11,000	17,000	14,500	12,500	11,000	11,000	13,000
	(1) 地方債	7,500	8,000	17,100	26,400	36,800	16,200	13,000	11,000	11,000	12,000	11,500	11,000	11,000	
	うち資本費平準化債	7,500	8,000	7,800	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	
	(2) 他会計補助金	3,803	4,606	150	1,400				6,000	1,000				2,000	
	(3) 他会計借入金														
	(4) 固定資産売却代金														
	(5) 国(都道府県)補助金	3,790	2,950	2,750	14,520	24,700	2,500	2,500		1,500	1,000				
	(6) 工事負担金			20											
	(7) その他														
	2 資本的支出 (G)	39,613	40,621	39,548	70,102	89,969	48,350	46,944	42,953	50,268	49,712	49,033	46,829	44,679	43,611
	(1) 建設改良費	7,593	7,706	5,500	34,900	53,800	11,200	8,800	3,800	9,800	7,800	5,800	3,800	3,800	5,800
	うち職員給与費														
	(2) 地方債償還金 (H)	32,020	32,915	34,048	35,202	36,169	37,150	38,144	39,153	40,468	41,912	43,233	43,029	40,879	37,811
	(3) 他会計長期借入金返還金														
	(4) 他会計への繰出金														
(5) その他															
3 収支差引 (F)-(G) (I)	△ 24,520	△ 25,065	△ 19,528	△ 27,782	△ 28,469	△ 29,650	△ 31,444	△ 31,953	△ 33,268	△ 35,212	△ 36,533	△ 35,829	△ 33,679	△ 30,611	
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 577	288	5,662												
積立金 (K)			100												
前年度からの繰越金 (L)	1,266	689	100												
前年度繰上充用金 (M)															
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	689	977	5,662												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)															
実質収支 (N)-(O) (P)	689	977	5,662												
赤字 (Q)															
赤字比率 (Q)/(B)-(C) × 100															
収益的収支比率 (A)/(D)+(H) × 100	87.8	88.9	86.9	89.1	88.8	89.2	90.4	89.7	89.8	90.6	90.7	89.9	89.5	88.9	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)															
営業収益-受託工事収益 (B)-(C) (S)	10,276	10,324	10,042	10,015	9,980	9,947	9,916	9,885	9,855	9,826	9,799	9,771	9,745	9,720	
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)															
健全化法施行令第16条により算定した健全化法施行規則第6条に規定する (T)															
健全化法施行令第17条により算定した (V)	10,276	10,324	10,042	10,015	9,980	9,947	9,916	9,885	9,855	9,826	9,799	9,771	9,745	9,720	
健全化法第22条により算定した ((T)/(V) × 100) 資金不足比率 (W)															
他会計借入金残高 (W)															
地方債残高 (X)	500,952	476,037	459,089	450,287	450,918	429,968	404,823	376,671	347,203	317,291	285,558	253,529	223,651	196,840	

○他会計繰入金

年 度		前々年度	前年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
区 分		決算	決算	予算											
収益的収支	収益的収支	47,723	50,297	48,841	50,793	50,983	51,681	52,937	52,874	53,598	54,939	55,646	54,349	51,637	48,080
	うち基準内繰入金	47,723	50,297	48,841	50,793	50,983	51,681	52,937	52,874	53,598	54,939	55,646	54,349	51,637	48,080
	うち基準外繰入金														
資本的収支	資本的収支	3,803	4,606	150	1,400					6,000	1,000				2,000
	うち基準内繰入金	3,803	4,606	150	1,400					6,000	1,000				2,000
	うち基準外繰入金														
合計	51,526	54,903	48,991	52,193	50,983	51,681	52,937	52,874	59,598	55,939	55,646	54,349	51,637	50,080	